



郡山市屋外広告物条例改正に関するQ & A

Q 1 更新申請時に、点検の実施及び屋外広告物等安全点検報告書の提出をしない場合はどうなりますか？

A 令和3年7月1日からは点検及び屋外広告物等安全点検報告書の提出が義務となりますので、提出しない場合は更新の許可ができなくなります。

Q 2 有資格者による点検を行ったことを、どのように確認するのでしょうか？

A 点検による各箇所の異常の有無、どの資格を持った点検者が点検したか等を報告してもらう「屋外広告物等安全点検報告書」の提出に加え、資格証明書の写しや点検個所の写真も添付してもらうことで、内容を確認することとなります。

ただし、許可を受けずに表示することができる屋外広告物については、申請が不要ですので、屋外広告物等安全点検報告書の提出義務はありませんが、各自の責任により点検してもらうこととなります。

Q 3 点検の結果、異常が見つかり修繕が必要な広告物はどうすればよいですか？

A 修繕が必要な広告物を撤去するか、もしくは修繕して許可期間満了日前までに更新許可申請を行ってください。

Q 4 異常が見つかり修繕が必要な広告物について、すぐに修繕ができない場合はどうなりますか？

A 修繕が必要な箇所をそのまま放置しておくと、さらに劣化が進行し、倒壊・落下などの重大な事故につながったり、第三者に被害を及ぼしたりする可能性があるため、修繕が直ちにできない場合は、応急措置や人が近寄れないようにするなど被害が出ないように措置を行ってください。そして可能な限り早めの修繕をお願いします。

**Q5 安全点検結果報告書の提出はいつですか？**

- A 許可が必要な広告物について、許可更新の際に添付する必要があります。なお、報告書は申請前3か月以内に実施した点検結果であることが必要です。また、更新と変更を兼ねて変更申請書を提出する際にも、安全点検報告書の添付が必要となります。

Q6 点検の時期はいつですか？

- A 点検頻度に定めはありませんが、看板を常に良好な状態に保つ必要があります。全国的にも看板の落下事故が報告されていますので、事故が起きないように定期的かつ劣化、損傷などの状況に応じた点検をお願いします。

Q7 点検の方法は？

- A 看板は種類、大きさ、設置場所等により状況がさまざまです。事故が起きないように状況に応じ、目視点検に加え、打診、触診等の点検をお願いします。

【参考】

- ・屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（国土交通省）
- ・オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック（屋外広告物適正化推進委員会）
- ・屋外広告物点検基準（案）（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人全日本ネオン協会、一般社団法人サインの森）

Q8 いつから有資格者による点検が必要ですか？

- A 令和4年7月1日以降、有資格者による点検が必要となります。また、更新の許可を受ける必要がある方は、令和3年7月1日以降の申請から安全点検結果報告書の添付が必要です。

Q9 有資格者を探すには、どこに相談をすればよいですか？

- A 当該屋外広告物の設置業者の方に相談をされるか、下記の業界団体に相談していただくことができます。

- ・福島県屋外広告美術協同組合（電話：024-524-0937）
- ・東北ネオン電気事業協同組合（電話：024-922-0555）



Q 1 0 有資格者の要件にある「その他市長が適当と認める者」とは具体的にどのような人ですか？

A 特定建築物調査員、ネオン工事士、施工管理技士（建築のみ）です。

Q 1 1 有資格者の点検が必要になる広告物については、管理者＝有資格者ということですか？

A そのとおりです。

Q 1 2 広告物の申請書に押印は必要ですか？

A 屋外広告物条例に係る申請書については、令和3年7月1日から押印不要となっております。